

# 誓約書

NPO法人地域で育つ元気な子 ライト学童保育クラブ(以下、「本クラブ」という)に児童を預ける保護者は、以下の内容を理解・承諾し、遵守することを誓約する。

## 第1条(運営についての承諾内容)

保護者は、本クラブの運営について、以下の事項があることを承諾する。

- (1)本クラブは、その成り立ちが、日本聖公会まこと聖救主教会の地域活動より始まったこと、保護者ボランティアによる自主運営であり平成20年度より父母会役員及び運営委員長(押切道子)の共同運営で成り立っていること、並びに社会福祉法人聖救主福祉会(以下、「聖救主福祉会」という)の所有する建物を使用し運営していることから、その指導・運営方針、及び本クラブが主催する行事(バザー、ページェント・クリスマス会など)にキリスト教の精神が組み込まれていること
- (2)聖救主福祉会が主催する行事には、地域活動、支援を含んでいるものがあること(夏祭り、バザー、運動会、お餅つき会)

## 第2条(指導・運営方針への承諾)

保護者は、本クラブの指導・教育・運営について、本クラブの運営委員長である押切道子及び父母会役員の方針に従うものとする。

## 第3条(入会)

1. 本クラブへの入会を希望する児童の保護者は、第1条及び第2条の運営方針に承諾の上、所定の入会届けを本クラブに提出する。本クラブより入会を承認され、かつ、別途定める入会金を納入した者につき、本クラブへ入会することができる。
2. 障害を持っている児童の入会については、運営委員長及び父母会役員との面接、並びに保育園及び幼稚園との連携のもとに入会許可を判断するものとする。
3. 入会手続きを完了したものが入会を取りやめる場合であっても、入会金は返金できないものとする。

## 第4条(更新)

1. 児童の本クラブへの所属期間は、4月より翌年3月までを年度とし、1年毎の更新とする。
2. 更新を希望する保護者は、第1条及び第2条の運営方針に承諾の上、更新手続きを行う。なお、運営委員長及び父母会役員が更新を承認した者につき、更新手続きができるものとする。
3. 更新手続き終了後に更新を取りやめる場合であっても、年度初月分の保育料・年間育成料は返金出来ないものとする。

## 第5条(入会及び更新の不承認)

本クラブに児童を預ける保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、運営委員長及び父母会役員は、入会及び更新の承認をしないこと、もしくは承認を取り消すことができる。

- (1)本クラブへの入会届けまたは更新届けの内容に虚偽の記載があるとき
- (2)児童を預ける保護者が本クラブの秩序を著しく乱す等、本クラブの管理運営に支障をきたすと認められるとき

## 第6条(退会)

本クラブの退会を希望する場合は、該当する月の前月15日までに所定の書面にて本クラブへ申し出るものとする。期日を過ぎての申請の場合には、返金できないことを了承する。

## 第7条(送迎)

1. 児童の送迎は、原則として保護者が行う。ただし、指導員と保護者双方が了承した場合に限り、例外を認めるものとする。
2. 本クラブと習い事などへの自主往復は、事前に書面にて届け出た場合、原則として認める。
3. 自主登所(ひとり登所)、自主帰宅(ひとり帰り)、習い事などの自主往復を行う場合、本クラブ外における責任はすべて保護者が負うものとする。

## 第8条(料金の滞納)

1. 原則として、3か月以上本クラブの料金を滞納した場合は、保護者に確認のうえ退会をお願いする。なお、当該保護者が退会を希望しない場合、滞納料金をすべて一括して本クラブが新たに定める期日までに全額支払う必要があるものとする。期日までに支払いがない場合は、その時点にて退会になるものとする。
2. 滞納料金については、退会したとしても債務が免責されることはないものとする。

## 第9条(料金の返還)

1. 既払いの料金については、原則として返還しないものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、大規模災害、感染症の流行その他のやむを得ない理由により施設の利用自粛または閉所が生じた場合には、江東区から追加の補助金が入金され、本クラブの財政基盤が安定している限りで未利用分の料金を返還する。

## 第10条(保険の加入)

本クラブは、万一の事故に備えて、次の保険に加入する。なお、加入費用は、本クラブ父母会役員が負担するものとする。

- (1) 学童保育賠償障害保険
- (2) 学童保育児童障害保険
- (3) 指導員賠償責任保険
- (4) その他、本クラブが必要と認めた保険

## 第11条(協力)

1. 本クラブは、父母会役員がボランティアと運営委員長である押切道子で運営をする団体であり、保護者は、その性質をよく理解し、運営に協力することを心がけなければならない。
2. 本クラブにつき意見がある時は、運営委員長、または父母会役員に申しでることとする。
3. 運営委員長及び父母会役員は互いに協力し、信義誠実の原則に従って本クラブを運営していくものとする。

以上、児童を預ける保護者は、上の内容のすべてに承諾しここに誓約する。

令和        年        月        日

児童名称: ..... ㊞

保護者名称: ..... ㊞

..... ㊞

住所: .....

連絡先: .....